

## 高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付要綱（取扱内規）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の商業振興及び地域経済の活性化に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で高梁市地域商業活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 市内の商工団体が把握している商店街等で、市長が別に定めるものをいう。
- (2) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 事業を営んでいない個人であって、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をし、又は会社を設立したことにより、新たに事業を開始するもの
  - イ 個人であって、現在の事業の全部又は一部を継続して実施し、かつ、新たに会社を設立し、事業を開始するもの
  - ウ 会社であって、現在の事業の全部又は一部を継続して実施し、新たに事業所を開設するもの又は新規分野で事業を開始するもの
- (3) 新規分野 現に営んでいる業種と異なる業種（日本標準産業分類の中分類までに限る。）をいう。
- (4) 起業の日 法人の場合にあつては会社設立の日、個人事業者の場合にあつては開業の日をいう。
- (5) 事業承継日 法人の場合にあつては代表者の変更日、個人事業者の場合にあつては税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の開業日をいう。
- (6) 事業所 主たる企業活動の拠点（販売拠点、生産拠点、研究拠点その他市長が認めるもの）をいう。
- (7) 認定支援機関等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条の規定により認定を受けている認定経営革新等支援機関をいう。
- (8) 生活物資 食料品及び日常生活用品（燃料及び酒類を除く。）をいう。
- (9) 買い物困難集落 日常生活において徒歩又は公共交通機関の利用による生活物資の調達が困難な集落で、市長が別に定めるものをいう。
- (10) 移動販売 あらかじめ巡回するコースと日時を設定し、買い物困難集落の市民を対象者として、自動車により生活物資を販売する形態（特定の販売品目のみの販売、車内で調理加工した食品等の販売、特定の世帯又は施設に訪問しての販売及び商品のみを配達するものを除く。）をいう。
- (11) 個人商店等 生活物資を取り扱い、従業員数が概ね5人未満の小売業を営む市内

の事業者（有限会社等の法人を含む。）をいう。

(12) 大規模小売店舗等 生活物資を取り扱い、従業員数が概ね5人以上の小売業を営む市内の事業者（有限会社等の法人を含む。）又は市内に事業所があるスーパーマーケットその他の大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。）又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第5条に規定する農業協同組合をいう。

(13) 中小企業者 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に主たる事業所を有する会社

イ 市内に住所及び事業所を有する個人（主たる収入がその事業によるものでない者を除く。）

(14) 経営革新計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条の規定による承認を受けた経営革新に関する計画をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に該当する事業とする。

(1) 共同施設整備事業 商店街の経営改善上必要にして、かつ有効な共同施設又は設備を新規に整備若しくは整備後10年以上を経過して改修するもの

(2) 新規開業支援事業 起業又は新規分野に参入し新たに事業を開始するもの

(3) 対面型店舗等リニューアル促進事業 既存店舗の集客力向上、その他地域商業の活性化に向けた店舗等の活用を図るもの

(4) 移動販売事業 市内の買い物困難集落のニーズを把握し、対象地域を定期的に巡回して移動販売を行うもの

(5) 経営革新支援事業 経営革新計画に基づいて実施するもの

(6) 事業承継支援事業 事業承継に係る具体的な計画（以下「事業承継計画」という。）に基づき事業を承継するもの

（補助対象者、補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとし、次の各号いずれにも該当する個人又は法人とする。ただし、別表第2に該当しない業種とする。

(1) 起業の日に、市内に居住又は居住を予定している者であること。

(2) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者で、認定支援機関等が支援する起業、新規分野参入又は事業承継について具体的な計画を有するものであること。

(3) 市税その他の徴収金を完納している者であること。

(4) 許認可等を要する業種を起業又は新規分野に参入する者については、既に当該許認可等を受けているもの又は当該許認可等を受けることが確実と認められるものであること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(7) 補助対象事業において、国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けようとしていない、又は受けていないこと。

(8) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者であるとき。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。ただし、市長が特別の事情があると認める者は、この限りでない。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 新規開業等支援事業においては、新規事業計画書（様式第2号）

(4) 経営革新支援事業においては、経営革新計画の写し

(5) 事業承継支援事業においては、事業承継計画書（様式第3号）

(6) 認定支援機関による事業計画書の確認書（様式第4号）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

（変更申請）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、高梁市地域商業活性化支援事業補助金変更申請書（様式第6号）に、変更等の内容が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請が提出された場合は、内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認するとともに、高梁市地域商業活性化支援事業補助金変更交付（却下）決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、高梁市地域商業活性化支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定するとともに、高梁市地域商業活性化支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 交付決定者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書により、市長に対して補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、請求書を受理した日から30日以内に交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の確定通知の日（以下「補助金確定日」という。）後、3年以内に許可なく事業を休止又は廃止したとき。
- (2) 補助金確定日後、3年以内に事業所を市外に移転又は譲渡したとき。
- (3) 個人においては、補助金確定日後、3年以内にその個人の住所を市外に異動したとき。
- (4) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補助金の経理、状況報告)

第12条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の日に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、市長の求めにより、補助事業の実施状況及び事業完了後3年間の経過状況を認定支援機関等の支援を受けて市長に報告しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年を経過する前に、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し、または効用が増加

した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び交付限度額
共同施設整備事業	商店街等の代表者	システム更新費、施設整備費、備品購入費 設備撤去及びリニューアル費	補助対象経費の1/2以内（交付限度額1,000万円）
新規開業等支援事業	新規開業者、第二創業者及び新規分野参入者等	対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等（対象経費が50万円以上であること。）	補助対象経費の1/2以内（交付限度額50万円）
対面型店舗等リニューアル促進事業	市内で3年以上営業している直接顧客と対面する商売を行う店舗等	対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等（対象経費が50万円以上であること。）	補助対象経費の1/2以内（交付限度額50万円）
移動販売事業	個人商店等	移動販売車の取得及び改造経費	補助対象経費の1/2以内（交付限度額150万円）ただし、中古車取得の場合の限度額100万円を限度とする。
	大規模小売店舗等	移動販売車の改造経費	補助対象経費の1/5以内（交付限度額50万円）
経営革新支援事業	経営革新計画の承認を受けた者	経営革新計画の実施に必要な事業であって、次のいずれかに該当する経費。 ただし、経営革新計画の計画期間内かつ申請年度内に完了するものに限る。 (1) 市場、競争環境等の調査 (2) マーケティング戦略の構築 (3) 商品の開発設計、試作及び改良 (4) 商品のデザイン、評価及びテストマーケティング (5) 販路開拓に資する事業	補助対象経費の1/2以内（交付限度額100万円）

		(6) 建造物、設備、備品等の取得又は整備 (7) その他市長が特に必要と認める事業	
事業承継支援事業	5年以上事業実績のある中小企業者の事業承継を行う者であって、事業承継日が申請年度内であるもの	事業承継計画に基づき実施する事業であって、次のいずれかに該当する経費。 ただし、申請年度内に完了するものに限る。 (1) 事業承継に係る専門家派遣 (2) 対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等	補助対象経費の1/2以内（交付限度額50万円）

別表第2（第4条関係）

補助対象外とする業種（日本標準産業分類に準拠）

1	農業、林業、漁業（農業サービス業、園芸サービス業、きのこ類の栽培業、特用林産物生産業、素材生産サービス業、内水面養殖業、その他農業生産関連事業の業種を除く。）
2	金融・保険業
3	医療、福祉の医療業のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所
4	宗教、政治、文化団体

様式第1号（第5条関係）

高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

高梁市長 様

住 所

氏 名

印

年度高梁市地域商業活性化支援事業補助金の交付を受けたいので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の対象となる事業

2 事業に要する経費

円

3 補助金の交付申請額

円

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 見積書等

(4) 申請者が法人の場合は、定款、商店街の場合は、規約及び組合員名簿等

(5) 図面、現況写真等

(6) 新規開業者等においては、新規事業計画書（様式第2号）

(7) 経営革新支援事業においては、経営革新計画及び承認書の写し

(8) 事業承継支援事業においては、事業承継計画書の写し

(9) 認定支援機関による事業計画書の確認書（様式第3号）

(10) その他市長が必要と認める書類



事業計画書

事業名		
事業期間		
事業内容		
総事業費		円
財源内訳	市補助金	円
	その他	円
備考		

収支予算書

収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
計		

支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
計		

新規事業計画書

[ 年 月 日作成]

名 前

印

1 新規開業の動機（新規開業されるのは、どのような目的、動機からですか。）


2 経営者の略歴等

経営者の略歴	年 月	内 容
過去の事業経験		<input type="checkbox"/> 事業を経営していたことはない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営していたことがあり、現在もその事業を続けている。 <input type="checkbox"/> 事業を経営していたことがあるが、既にその事業をやめている。 (⇒やめた時期： 年 月)
取得資格		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 有 ( )

3 取扱商品・サービス

取扱商品サービスの内容	①	(売上シェア %)
	②	(売上シェア %)
	③	(売上シェア %)
セールスポイント		

4 取引先・取引関係等

	取引先名 (所在地等)	シ ョ ア	掛 取 引 合 の 割 合	回収・支払の条件
販売先	( )	%	%	日 日回収
	( )	%	%	日 日回収
	ほか 社	%	%	日 日回収
仕入先	( )	%	%	日 日回収
	( )	%	%	日 日回収
	ほか 社	%	%	日 日回収
外注先	( )	%	%	日 日回収
	ほか 社	%	%	日 日回収
人件費の支払	日 日支払 (ボーナスの支給月 月、 月)			

5 従業員

常勤役員の人数 (法人の方のみ)	人	従業員数 (うち家族)	人 (人)	パート・ アルバイト	人
---------------------	---	----------------	----------	---------------	---

6 借入の状況 (法人の場合、代表者の方の借入れ (事業資金を除きます。))

借入先名	使いみち	借入残高	年間返済額
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円

7 必要な資金と調達方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗、工場、機械、備品、車両など (内訳)	万円	自己資金	万円
			親、兄弟、知人等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			市補助金	万円
運転資金	商品仕入、経費支払資金など (内訳)	万円	金融機関等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
合 計		万円		万円

8 事業の見通し (月平均)

		新規開業当初	軌道に乗った後 (年 月頃)	売上高、売上原価 (仕入高)、経費を計算された根拠をご記入ください。
売上高 ①		万円	万円	
売上原価 ② (仕入高)		万円	万円	
経費	人件費 (注)	万円	万円	
	家 賃	万円	万円	
	支 払 利 息	万円	万円	
	そ の 他	万円	万円	
	合 計 ③	万円	万円	
利 益 ① - ② - ③		万円	万円	(注) 個人営業の場合、事業主分は含めません。

ほかに参考となる資料がございましたら、計画書に添えてご提出ください。

## 事業承継計画書

前または現経営者氏名：	後継者氏名：
-------------	--------

### I. 経営理念（企業ビジョン）

--

### II-1. 企業概要

会社名	
資本金	百万円
従業員	名
業種	
事業内容	
家族構成	

### II-2. 沿革

--

### II-3. 受賞歴

--

### III-2 現状の棚卸（現経営者・後継者が共有しておくべきこと）

<b>【自社の強み】</b>	<b>【自社の弱み】（経営課題）</b>
<b>【事業機会】</b>	<b>【事業脅威】</b>

#### IV. 事業承継における課題の整理

	課題	解決の担い手	優先度
会社			
経営者			
後継者			

#### V. 円滑な事業承継への骨子

①	
②	
③	

#### VI. 承継カレンダー

単位：歳・百万円・%

		年度	年度	年度	年度	年度
企業	年齢					
	年商					
	経常利益					
	その他					
現社長	年齢					
	役職					
	持株割合					
後継者	年齢					
	役職					
	持株割合					

高梁市長 様

認定支援機関

住 所  
電話番号  
名 称  
代表者名

〔 上記の代表者名欄に記入する氏名は、本書を確認する認定支援機関の内部規定等により判断してください。 〕

担当者  
部署名  
氏 名  
連絡先

年度高梁市地域商業活性化支援事業補助金に係る事業計画書の確認書

年度高梁市地域商業活性化支援事業補助金における補助金への応募を下記1. の者が行うに当たり、下記2. のとおり事業計画の策定支援を行ったこと及び事業計画の実行支援・報告等を行うことについて確認します。

なお、本確認書の提出に先立ち、応募者の本人確認及び応募者が暴力団等の反社会的勢力でないこと。

また、これら反社会的勢力と密接な関係を有する者でないことの確認を行っています。

記

1. 申請者

氏名・企業名	
住所/電話番号	岡山県高梁市

2. 確認事項

	項目	主な支援内容	期間・頻度等
1	事業計画の策定支援		
2	補助事業の適正な実施を含む実施期間中の支援		
3	補助事業終了後のフォローアップ		

※なお、本確認書は融資の確約を前提としたものではありません。  
※別途、支援内容が確認できる資料があれば、添付いただくことは可能です。

3. 連携している金融機関（本確認書を認定支援機関たる金融機関が記載し、当該金融機関が金融支援を予定している場合は、記載不要。）

金融機関名	
住所	
担当者名	印
電話番号	

※連携している金融機関との間に締結した覚書等の写しを添付してください。

様

高梁市長

高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付（却下）決定通知書

年 月 日付で申請のあった、 年度高梁市地域商業活性化支援事業補助金については、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第7条により交付することに決定したので通知します。

記

事業名	補助金交付決定額	備考
	円	

（交付条件）

1. 対象事業の内容を変更するときは、市長の承認を得ること。
2. 対象事業について、市長からの指示に従い実施すること。



様式第6号（第7条関係）

高梁市地域商業活性化支援事業補助金変更申請書

年 月 日

高梁市長 様

住所

氏名

㊞

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知を受けた 年度高梁市地域商業活性化支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第10条の規定により、申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 添付書類

(1) 見積書等

(2) 図面等（変更のある場合のみ）

様式第7号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

高梁市長

高梁市地域商業活性化支援事業補助金変更交付（却下）決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった、 年度高梁市地域商業活性化支援事業補助金については、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第7条により交付することに決定したので通知します。

記

事業名	補助金交付決定額	
	(変更後)	(変更前)
	円	円

（交付条件）

1. 対象事業の内容を変更するときは、市長の承認を得ること。
2. 対象事業について、市長からの指示に従い実施すること。

様式第8号（第8条関係）

高梁市地域商業活性化支援事業補助金実績報告書

年 月 日

高梁市長 様

住所

氏名

㊟

年 月 日付け、 第 号で交付決定の通知を受けた 年度高梁市地域商業活性化支援事業補助金については、事業が完了したので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の対象となる事業

2 補助金の交付決定額

円

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類
- (4) 図面、実績写真等

事業実績書

事業名		
事業期間		
事業内容		
総事業費		円
財源内訳	市補助金	円
	その他	円
備考		

収支精算書

収入の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
計		

支出の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
計		

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

高梁市長

高梁市地域商業活性化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、 年度高梁市地域商業活性化支援事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第14条により通知します。

記

事業名	補助金確定額	備考
	円	